

財熊県P教第198号
令和6年1月16日

熊本県PTA共済ご契約団体 各位
(PTA会長、校長、共済事務ご担当者 様)

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団
理事長 森 徳和
(公印省略)

熊本県PTA共済 事業方法書、約款、施行細則 及び共済掛金の減免規程の一部改定について (通知)

貴団体におかれましては、新年度準備に向けご多用の頃と拝察いたします。熊本県PTA教育振興財団の事業には、日頃よりご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。また令和5年度熊本県PTA共済にご契約いただき、ありがとうございました。

さて新年度を迎えるに当たり、本共済の契約申込につきましてご検討あるいは既にお申込み手続きをお済ませのことと存じます。契約お申込みに当たり、本共済の事業方法書、約款、施行細則および共済掛金の減免規程の一部が改定されましたのでお知らせいたします。新年度にお届けする「共済の手引き」や本財団のホームページでご確認ください。今後とも、学校教育・PTA活動等における安全確保に重点を置いた企画・運営および危機管理につきまして、ご高配賜るとともに、本財団の事業をご活用くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 熊本県PTA共済事業方法書、約款、施行細則及び共済掛金の減免規程の一部改定部分 (別紙)

* ご質問等は、熊本県PTA教育振興財団 (電話：0800-200-5553) まで

新旧対照表(事業方法書)

条	新	条	旧
第13条 第2項	2 共済掛金の額は、被共済者又は被共済者の保護者等が大規模な自然災害若しくは大事故等の被災者となったときは、免除することができる。免除については別に定める。	第13条	2 共済掛金の額は、被共済者あるいは被共済者の保護者の経済状況等により減免することができる。減免については別に規定する。
第3項	(削除)		3 減免の申請は共済契約者を通して行うものとする。
附則	附則(平成24年11月14日制定) 本規定は、平成25年4月1日より施行する。 (削除) 附則(平成27年11月12日改正)第4条、第5条第2項、第8条第5項、第11条第2項、第13条 改正規定は、平成28年4月1日より施行する。 附則(平成28年6月22日改正)第8条 改正規定は、平成29年4月1日より施行する。 附則(平成29年11月9日改正)第5条 改正規定は、平成30年4月1日より施行する。 附則(平成30年12月20日附則制定) 第1条 特別団体については、平成31年度は新規加入の受付を停止し、翌年度以降はすべての受付を行わないものとする。 第2条 前条の規定は、平成31年4月1日より施行する。 附則(令和元年12月19日改正)第3条、第4条別表、第5条、第8条第6項 改正規定は、令和2年4月1日より施行する。 附則(令和2年12月17日改正)第11条第5項第6項、第13条第3項 改正規定は、令和3年4月1日より施行する。 附則(令和4年12月21日改正)第3条、第4条別表、第5条、第8条 改正規定は、令和5年4月1日より施行する。 附則(令和5年12月5日改正)第13条第2項、附則 改正規程は、令和6年4月1日より施行する。	附則 第1条 本共済の取り扱いは平成25年4月1日より実施する。 第2条 細則の制定及び改廃については、当分の間、常務会において審議、決定する。 第3条 この事業方法書は、平成28年4月1日より一部改正され発効する。 第4条 この規定(事業方法書)は、一部改正され平成29年4月1日より発効する。 第5条 この規定(事業方法書)は、一部改正され平成30年4月1日より発効する。 第6条 特別団体については、平成31年度は新規加入の受付を停止し、翌年度以降はすべての受付を行わないものとする。 2 附則第6条第1項は、平成31年4月1日より施行する。 第7条 この規定(事業方法書)は、一部改正され令和2年4月1日より発効する。 第8条 この規定(事業方法書)は、一部改正され令和3年4月1日より発効する。 第9条 この規定(事業方法書)は、一部改正され令和5年4月1日より発効する。	

(免除規程)

条	改正案	条	現行
表題	熊本県PTA共済の共済掛金の免除に関する規程	表題	熊本県PTA共済の共済掛金の減免に関する規程
第1条	(目的) この規程は、一般財団法人熊本県PTA教育振興財団(以下「本財団」という)の熊本県PTA共済(以下「本共済」という)規程(事業方法書)第13条第2項の共済掛金の免除について必要な事項を定める。	第1条	(目的) この規程は、一般財団法人熊本県PTA教育振興財団(以下「本財団」という)の熊本県PTA共済(以下「本共済」という)規程(事業方法書)第13条第2項の共済掛金の減免について必要な事項を定める。
第2条 第1項	(免除対象者) P災コースまたは安互コースに加入する児童生徒等の保護者等のうち、大規模な自然災害又は大事故等(以下「大規模災害等」という)の被災者(以下「被災者」という)については、本共済施行細則第7条第1項に規定する共済掛金を免除することができる。	第2条 第1項	(減免対象者) P災コースまたは安互コースに加入する児童生徒等の保護者等のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、本共済施行細則第7条第1項に規定する共済掛金を減免することができる。 (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者(以下「準要保護家庭」という) (2)大規模な自然災害または大事故等の被災者(以下「被災者」という)
第2項	前項の被災者の共済掛金の額は、0円とする。	第2項	2 前条第1項第2号に該当する者の共済掛金の額は、次の通りとする。 (1) 準要保護家庭の小学生・中学生 150円 (2) 該当する被災者 0円
第3条 第1項	(免除手続) 前条第1項の被災者の共済掛金の免除については、本財団理事会において、その方法や期間等について定める。	第3条 第1項	(減免手続) 前条第1項第2号に該当する被災者の減免については、本財団理事会においてその方法や期間等について決定する。
第2項	2 大規模災害等により被災者が多数生じたときは、共済契約を締結する団体(単位PTA)の共済掛金の免除について、本財団理事会において、その方法や期間等について定める。	第2項	2 大規模災害等により被災者が多数となるときは、共済契約を締結する団体(単位PTA)の共済掛金の減免について、本財団理事会においてその方法や期間等について決定する。
第3項	3 前2項に関わらず、緊急な免除措置が必要なときは、本財団常務会においてその方法や期間等について定めることができる。その場合、直近の本財団理事会において承認を受けなければならない。	第3項	3 前2項に関わらず、緊急な減免措置が必要なときは、本財団常務会においてその方法や期間等について決定することができる。その場合、直近の本財団理事会において承認を受けなければならない。
条	改正案	条	現行
附則	(削除) 附則(平成28年11月30日制定) 本規程は、平成28年4月1日に遡って施行する。 附則(令和3年11月22日改正)第2条 改正規程は、令和3年4月1日に遡って施行する。 附則(令和5年12月5日改正)表題、第1条、第2条、第3条、附則) 改正規程は、令和6年4月1日から施行する。	附則	(施行時期) 第1条 この規程は、平成28年4月1日に遡って施行する。 第2条 この規程は、一部改正され令和3年4月1日に遡って施行する。

新旧対照表(約款)

条	新	条	旧
第7条 第2項	2 前項の負傷共済金は、次の算式によって算出し、共済規程第4条に定める給付最高額を超えない額とします。算出の際、1,000円未満の額は切り捨てます。 (算式略)	第7条 第2項	2 前項の負傷共済金は、次の算式によって算出し、共済規程第4条に定める給付最高額を超えない額とします。 (算式略)
第21条 第1項 ④	歯科特別共済金の場合 被共済者の負傷歯に対する事故に直接関係のある治療が終了したと歯科医療機関において判断された時又は歯科医療機関において将来保険外治療の必要があると認められた時	第21条 第1項 ④	歯科特別共済金の場合 被共済者の負傷歯に対する事故に直接関係のある治療が終了したと歯科医療機関において判断された時又は事故の発生の日からその日を含めて2年を経過した時のいずれか早い時
附則	附則(平成24年11月14日制定) 本約款の施行期日については、施行細則をもって定めます。 (削除) 附則(平成25年10月30日改正)第4条第3項、第7条第4項第5項、第12条第2項、第19条第5項 改正約款は、平成26年4月1日より施行します。 附則(平成27年11月12日改正)第1条、第7条第2項第8項、第19条、第32条 改正約款は、平成28年4月1日より施行します。 附則(平成30年12月20日附則制定) 第1条 特別団体については、平成31年度は新規加入の受付を停止し、翌年度以降はすべての受付を行わないものとする。 第2条 前条の規定は、平成31年4月1日より施行します。 附則(令和元年12月19日改正)第1条、第3条、第21条別表 改正約款は、令和2年4月1日より施行します。 附則(令和2年12月17日改正)第19条第5項 改正約款は、令和3年4月1日より施行します。 附則(令和4年12月21日改正)第1条、第7条、第8条、別表1、第21条別表② 改正約款は、令和5年4月1日より施行します。 附則(令和5年12月5日改正)第7条第2項、第21条1項④、附則 改正約款は、令和6年4月1日より施行します。	附則 第1条 この共済約款実行については、別の施行細則を定めます。 第2条 この共済約款は平成25年4月1日より発効します。 第3条 この共済約款は平成26年4月1日より一部改正され発効します。 第4条 この共済約款は平成28年4月1日より一部改正され発効します。 第5条 特別団体については、平成31年度は新規加入の受付を停止し、翌年度以降はすべての受付を行わないものとする。 2 附則第5条第1項は、平成31年4月1日より施行します。 第6条 この共済約款は令和2年4月1日より一部改正され発効します。 第7条 この共済約款は令和3年4月1日より一部改正され発効します。 第8条 この共済約款は令和5年4月1日より一部改正され発効します。	

新旧対照表(施行細則)

条	新	条	旧
第13条 第4項	4 被共済者の事故に直接関係のある負傷歯に対する保険外治療が、事故の発生の日からその日を含めて2年を経過した時点における歯科医師の診察により、将来その必要があると認められた場合は、前項に規定する額を治療見込み額として給付することができる。ただし、2年経過前に、歯科医師の診察により、将来保険外治療の必要があると認められた場合も同様とする。		4 被共済者の事故に直接関係のある負傷歯に対する保険外治療が、被災後の診療状況あるいは事故の発生の日からその日を含めて2年を経過した時点における歯科医師の診察により、将来その必要があると認められた場合に限り、治療見込み額として前項に規定する額を給付することができる。
第19条	(共済約款の施行期日) 共済約款は、平成25年4月1日より施行する。		(新設)
第20条	(施行細則の制定と改廃) この細則の制定及び改廃は、常務会において行ない、直近の理事会に報告するものとする。	第19条	(施行細則の制定と改廃) この細則の制定及び改廃については、常務会に於いて審議、決定され、理事会に報告するものとする。
附則	附則(平成24年11月14日制定) 本細則は、平成25年4月1日より施行する。 附則(平成26年3月27日改正)第14条別表 改正細則は、平成26年4月1日より施行する。 附則(平成29年10月25日改正)第5条 改正細則は、平成30年4月1日より施行する。 (削除) 附則(令和元年11月21日改正)第2条、第3条、第4条、第5条第2項、第4項、第10条第3項、第4項、第11条、第13条第4項、第14条別表、第15条第2項、第18条、第2項、第19条、審査委員会規則第4条第4項 改正細則は、令和2年4月1日より施行する。 附則(令和2年12月2日改正)第7条、第5項、第6項 改正細則は、令和3年4月1日より施行する。 附則(令和3年11月22日改正)付表、共済掛金の減免規程第2条、第2項 改正細則は、令和4年4月1日より施行する。 附則(令和4年11月30日改正)第11条第5項、第13条第4項、第17条 改正細則は、令和5年4月1日より施行する。 附則(令和5年12月5日改正)第13条第4項、第19条、第20条、附則 改正細則は、令和6年4月1日より施行する。	附則 第1条 この施行細則は、平成25年4月1日より発効する。 第2条 この施行細則は、平成26年4月1日より一部改定し発効する。 第3条 この施行細則は、平成30年4月1日より一部改定し発効する。 第4条 特別団体については、平成31年度は新規加入の受付を停止し、翌年度以降はすべての受付を行わないものとする。 2 附則第4条第1項は、平成31年4月1日より一部改定し発効する。 第5条 この施行細則は、令和2年4月1日より一部改定し発効する。 第6条 この施行細則は、令和3年4月1日より一部改定し発効する。 第7条 この施行細則は、令和4年4月1日より一部改定し発効する。 第8条 この施行細則は、令和5年4月1日より一部改定し発効する。	